

仏教保育における「命の尊厳」について

—『典座教訓』の「三心」を通じて—

岡本啓宏

About the Dignity of the Life in "Buddhism Childcare"

— With a focus on the "Three Minds" of "Tenzokyoukun" —

Keikoh OKAMOTO

今日の日本社会の中で、殺人、自殺、いじめ、虐待などの悲しいニュースが日々報道され、生命を軽視している現状を数多く目にする。そのような状況の中で、幼児期の教育・保育において、早い段階から「命の尊厳」の真義を理解し、命を敬う心を養っていくことが必要であると考える。そこで本論では、道元禅師の『典座教訓』の「三心」をもとにして、道元禅師の「命の尊厳」に関する教えを仏教保育の現場に展開することを目的とした。その結果、道元禅師の『典座教訓』の「三心」の教えを通して、幼児期の発達に即した内容に基づいて「命の尊厳」の真義を伝えていくことの大切さについて捉えることができた。また、生涯教育の第一歩としての幼児期の教育・保育において、仏教的な環境構成を行い、仏教の教えに基づいた意図的な教育・保育の大切さについて捉えることができた。そして公教育・保育においては、触れることのできな宗教教育において、お釈迦様、各宗派の宗祖の生き方、教え、行事など、数多くの教材をもとに、直接的に仏教、宗派宗教の教育・保育を行い、子どもの宗教心にかかわる教育・保育を展開することが、子どもの健全な成長発達にとっても有利であることについて捉えることができた。これらの仏教保育の実践を通じて、子どもたちに「命の尊厳の」真義について、幼児期の早い段階より教え、導いていくことがとても有効で、大切なことである。

キーワード 典座教訓、三心、道元禅師、仏教保育、幼稚園教育要領、保育所保育指針

1. はじめに

「心の教育」が提唱され、脈々と継続されている日本社会の中で、今日、殺人、自殺、いじめ、虐待など、生命を軽視している現状を数多く目にする。その中でも「自殺」が日本人の主要な死因の一つとなっており、厚生労働省の統計によると、⁽¹⁾平成二十七年の自殺者数は二三、一五二人で、死者総数の一・八%を占め、死因の第八位となっている。その改善のために厚生労働省では、平成二十八年四月一日に施行された「改正自殺対策基本法」⁽²⁾の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援のために「自殺総合対策推進センター」を組織し、その防止のための方策を講じている。

また、教育現場において、「いじめ」が原因となる児童、生徒の自殺がメディアでも度々取り上げられている。今日、少子化の時代と言われているにも関わらず、小中高校生の自殺者数の減少の兆しが全く見られないのが現状である。警察白書によると、⁽³⁾近年のいじめに起因する事件数は、平成二十三年まで減少傾向にあったが、平成二十四年は二六〇件と急増し、さらに平成二十五年は四一〇件に増加している。警察では少年相談活動や、スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめの早期把握に努め、学校等と連携をとりながら的確な対応の推進を図っている。

そのような状況の中で、今日、「命の尊厳」の意義を再認識し、命の尊厳を改めて問う必要があると思われる。それは幼児期の教育・保育に依る所が大きく、早い時期に生命を大切にすることを確立する必要があるということである。上村映雄氏は『仏教保育ハンドブック』の

中で、「佛教では、先ず第一に、生命を大切に子どもに育つていくことを、最大の目標としていますが、自分に対してきびしく、他人に対して慈悲深く、相手の身になって行動することのできる子どもに育成したいと考えています。」と述べている。⁽⁴⁾即ち、仏教保育における最大の目標は、「生命を大切に子どもを育てる」事である。それ故に、保育の現場から命を敬う「心」を育てていくことが必要である。

本論においては、道元禅師の著作である『典座教訓』の「三心」を詳細に検討し、その教えを通して幼児期の発達に即した内容に基づいて「命の尊厳」に関する教えを仏教保育の現場に展開することを目的としている。

林 円応氏は「典座教訓三心の検討―教育実習の正法眼として―」の中で、機械技術文明の副作用として、人間性の自主性喪失、欲求不満、自己不信、自己軽視などを挙げ、また、科学の限界として、科学の法則や技術の相対性の限界などを指摘し、個人の尊厳性の目覚めの必要性について述べている。即ち、個人の尊厳性に目覚める正法眼を持つことの必要性を述べているものである。その中で、教育現場における『典座教訓』の必要性に言及し、「教育実習についての正法眼の眼目の至道として禅家教育の宝典、典座教訓の一色弁道の信念ならびに三心の教訓を身につけることを教育実習者に切望する」と述べている。⁽⁵⁾これは教育・保育の現場にも通じる考え方といえる。それ故に、本論では、道元禅師の著作である『典座教訓』の「三心」をもとにして、道元禅師の「命の尊厳」に対する教えを、仏教保育の現場に展開することを目的とする。その際に大切なことは、幼児期の教育・保育に直接関わる保育者の仏教理解が前提となり、その果たす役割が大き

い。そこで現場の保育者が保育の現場に展開できる教えを導き出そうとするものである。

2. 『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』に説かれる「命の尊厳」について

幼児期の教育・保育を行うにあたり、その指針となるものは文部科学省による『幼稚園教育要領』^⑥と厚生労働省による『保育所保育指針』^⑦である。公立の幼稚園、保育所においては、これらの『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』に従って教育・保育が展開されている。私立、法人立等の幼稚園・保育所においても『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』の基準に従って保育が展開されており、公教育の性質も同時に含んでいる。特に公的認可を受けている幼稚園、保育所においては、教育・保育内容も『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』に準じ、園舎、園庭、幼稚園教諭、保育士の定数を充足するなど、種々の公的基準を満たすことが条件となり、それらの基準を満たして運営している。その中で、仏教保育を提唱している園においても同様である。仏教保育とは、一般的に仏教寺院などを中心に設立、運営されている幼稚園、保育所で実践されている保育であるということができ、それらも前記の種々の公的基準を満たして運営している。^⑧

そこで、幼児教育の現場において、「命の尊厳」はどのように取り扱われているか、まず『幼稚園教育要領』・『保育所保育指針』の中に規定されている「命の尊厳」に関する項目・内容を挙げると次のようになる。

『幼稚園教育要領』

『幼稚園教育要領』においては、動植物や身近な事象を通して命の

大切さ等を学ぶように設定されている。その内容を分類すれば次の五項目になる。^⑨

①命の尊厳に関する項目

・「身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊厳に気付き、いたわったり、大切にしたりする。」

〔第2章 ねらい及び内容 環境 2内容(5)〕

・「身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。」

〔第2章 ねらい及び内容 環境 3内容の取扱い(3)〕

②他者への思いやりに関する項目

・「道徳性の芽生えを培うに当たっては、基本的な生活習慣の形成を図るとともに、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもつて行動できるようにし。」

〔第2章 ねらい及び内容 人間関係 3内容の取扱い(4)〕

・「特に、人に対する信頼感や思いやりの気持ちは、葛藤やつまづきをも体験し、それら乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。」

〔第2章 ねらい及び内容 人間関係 3内容の取扱い(4)〕

③豊かな心情を育てることに関する項目

・「また、自然や身近な動植物に親しむことなどを通して豊かな心情が育つようにすること。」

- 〔第2章 ねらい及び内容 人間関係 3 内容の取扱い(4)〕
 ④心の安らぎを得ることに関する項目

・「幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。」

- 〔第2章 ねらい及び内容 環境 3 内容の取扱い(2)〕
 ⑤物の大切さに関する項目

・「身近な物を大切にする。」

- 〔第2章 ねらい及び内容 環境 2 内容(6)〕

『幼稚園教育要領』において幼児期の教育・保育は、生涯に渡る人格の形成の基礎を培う時期で、子どもの成長は段階的に進み、そこには意図的な指導が必要となることを説いている。その基礎的な時期に「命の尊厳」についても、しっかりとした指導を行うことが必要であり、数々の遊びを通し、学びが確立するように指導することが大切である。同時に、それには保育者の果たすべき役割が大きく、子どもの潜在的な可能性を踏まえ、それぞれの子ども的人間的な価値を引き出すことができるような具体的な指導が必要となる。この『幼稚園教育要領』において、「命の尊厳」に言及している部分は、「第2章 ねらい及び内容」の領域「環境」に限定されている。「環境」は『幼稚園教育要領』の中で「身近な環境とのかかわりに関する領域」と定義され、そのねらいの中心は、身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つところにある。そして自然に触れて生活し、その

大きさ、美しさ、不思議さなどに気づくことが領域「環境」の中心といえる。即ち、この領域「環境」の中で「命の尊厳」について触れているのは、身近な動植物を通して、その命の尊さ、生き物を思いやる気持ち、物の大切さ、自然に対する畏敬の念を教えることがその中心となっている。

『保育所保育指針』

次に、『保育所保育指針』において、生命の尊厳に関する項目は、四歳児をはじめに六歳児まで段階的に取り扱っている。その内容を分類すれば次の五項目になる。¹⁰⁾

- ①生命の尊厳に関する項目

・「周りにいる人たちがすべてかけがえない存在であり、一人一人を尊重しなければならないことに気づくように配慮する。」

〔六歳児〕

〔第一〇章 六歳児の保育の内容5 配慮事項 「人間関係」(3)〕

・「動植物との触れ合いや飼育・栽培などを通して、自分たちの生活との関わりに気づき、感謝の気持ちや生命を尊重する心が育つようにする。」〔六歳児〕

〔第一〇章 六歳児の保育の内容 5 配慮事項 「環境」(1)〕
 ・「飼育栽培を通して、動植物がどのようにして生きているのか、育つのか興味を持ち、生命が持つ不思議さに気づくようにする。」〔五歳児〕

〔五歳児〕

- 〔第九章 五歳児の保育の内容 5 配慮事項 「環境」(1)〕
 ②動植物への愛護の気持ちを育てることについての項目

・「動植物の飼育や栽培の手伝いを通して、それらへの興味や関心を持つようにし、その成長・変化などに感動し、愛護する気持ちを育てるようにする。(四歳児)」

〔第八章 四歳児の保育の内容 5 配慮事項 「環境」(1)〕

③ 動植物への感謝、いたわりに関する項目

・「動植物と自分たちの生活との関わりに目を向け、それらに感謝やいたわりの気持ちを育てていくようにする。(五歳児)」

〔第九章 五歳児の保育の内容 5 配慮事項 「環境」(2)〕

④ 自然に対する畏敬の念に関する項目

・「飼育・栽培を通して、生命を育む自然の摂理の偉大さに畏敬の念を持つように配慮する。(六歳児)」

〔第一〇章 六歳児の保育の内容 5 配慮事項 「環境」(4)〕

⑤ 子どもの生命を守ることに関する項目

・「虐待の疑いのある子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の発生を防止につながる重要な保育活動と言える。」

〔第二章 健康・安全に関する留意事項 7 虐待などへの

対応(1)〕

『保育所保育指針』において、「命の尊厳」に言及している部分は、「第八章四歳児の保育の内容」から「第一〇章六歳児の保育の内容」と四歳児から六歳児へと段階的に取り上げられている。子どもは親しみを持てる動植物を見たり、触ったり、世話をすることなどを通して、親しみ、いたわりの気持ちを持ち、そして生命の尊さに気づく、保育者はそのきっかけを与えたり、動植物への関わり方を伝えていく必要がある。保育所では、幼稚園と同様に身近な動植物を通し、その命の尊

さ、愛護の気持ち、感謝・いたわりの気持ちなどを教えていくことの大切さが説かれている。また、飼育・栽培を通して自然に対する「畏敬の念」を育てるように説かれている。また、「命の尊厳」について「子どもの生命を守る」ことにも言及され、特に虐待から子どもの生命を守ることについて説かれている。¹¹⁾ 保育所においても子どもの主体性を尊重し、子どもの生きる力、伸びようとする力を支え、一人ひとりの子どもの発達過程を踏まえて育てていくことが大切であるといえる。

3. 仏教保育の中で説かれる「命の尊厳」について

それでは仏教保育の中で「命の尊厳」は、どのように説かれているか。仏教保育を提唱している幼稚園、保育所では、仏教各宗派によって保育目標、指導内容も異なる形で実践されている。しかしお釈迦様の生き方、思想については、共通の認識のもとに日々の教育・保育の中に取り入れられている。併せて、それぞれの宗派の宗祖(開祖)の生き方、思想をもとに、その生き方を手本として学んでいる。そこで、各宗派を超えた活動をしている公益社団法人日本仏教保育協会が提唱している考えに基づき、仏教保育における「命の尊厳」について捉えてみることにする。日本仏教保育協会の基本方針は、「生命尊重の保育の確立と心の教育の推進」である。そして日本仏教保育協会が唱える「命の尊厳」の保育については、「仏教保育三綱領」の中で、「慈心不殺(生命尊重の保育を行おう)」の中で、「仏教では人間だけでなく、草木にも、虫、鳥、獣にも、水や石や大地にも、すべて同じように仏性があると考える。」と述べ、¹²⁾ 仏教でいう生命尊重とは、生きものの生命は勿論のこと、水、石などにも命があるように大切にすること

とであると説いている。即ち、仏教保育では、あらゆる存在を命あるものとして尊重し、この世のすべてのものに命があり、尊い存在であるという立場に立っている。

このような考え方のもと、「教育基本法」^⑬の定める「教育の目的」は「人格の完成」にあり、戦後日本において一貫して説かれてきている。この「教育の目的」は、仏教保育を実践している幼稚園、保育所においても同様であり、仏教の教えや、様々な仏教行事などを通して、日本古来より伝わる宗教文化に触れさせ、「ほとけさま」に手を合わせ、全ての生き物の命、物の大切さ、人間の力を超えたところにある自然の力を認識し、畏敬の念などを、仏教教育・保育の中から学び取りつつているといえる。各仏教園では、一日が合掌で始まり、一日を合掌で終わる生活を送りながら、手を合わせることによって謙虚な気持ちで、生かされている自分自身に感謝する心を養っている。そして日々の生活の中のおつとめ、礼拝、仏教行事などにおいて、姿勢や服装を整えることなど、厳粛な雰囲気を経験させることも大切に考えている。このように仏教保育では、仏教の教えに基づいて幼児期の心の活動を一層活発にし、一人ひとりの子どもが、正しい心を構築し、自らの力で正しい道に進んでいくように導いていくような教育・保育が展開されている。即ち、仏教精神に基づく人格の完成をめざし、様々な教え、行事などを通して、「命の尊厳」について学んでいるといえる。

4. 『典座教訓』に説かれる「三心」の意味

『典座教訓』は、日本曹洞宗の開祖である道元禪師（一一〇〇～一二五三）三十七歳の時の著作である。道元禪師は、一二三七年（嘉禎三年）春、興聖寺にて『典座教訓』を著し、その典座の仕事の重要

性を強調し、禪宗寺院における修行生活を詳細に、厳格に規定している。そして『典座教訓』は典座の仕事の重要性を説くにとどまらず、典座の職を通して、食の大切さ、命の尊さ、そして仏道修行のあり方、人間の生き方を説いている仏道修行における総合的な内容を含んだ著作である。

『典座教訓』の中で説かれる「三心」は次の通りである。

(1) 喜心

凡諸知事頭首。及當職作事作務之時節。可保持喜心。老心。大心者也。

(訳) およそ禪寺の役職である知事や頭首は、その職にあたって、その職務をつとめる時は、「喜心」、「老心」、「大心」の心構えを持つべきである。

所謂喜心者。喜悅心也。

(訳) 「喜心」とは、喜ぶ心のことである。

可下想我若生天上。著樂無間。不可發心。修行未便。何況作三寶供養之食耶上。

(訳) 自分がかもし天上界に生まれたとしたならば、楽しいことだけに心を奪われ、悟りを求める心を発することができないので、仏道修行ができる状況ではない。ましてや三宝に供養する食事を作ることなどどうしてできようかということを考えてほしい。

萬法之中。最尊者三寶也。最上勝者三寶也。天帝非喻。輪王弗比。

(訳) あらゆるものの中で最も尊く、すぐれたものが三宝である。天上界（三十三天）の最も尊い帝釈天でさえ譬にならない。

また、この世の中で全世界を治める転輪聖王さえ比べものにならない。

清規云。世間尊貴。物外優間。清淨無爲。衆僧爲最。

(訳) 『禪苑清規』⁽¹⁴⁾にも次のように説かれている。「この世の中で最も尊く、俗世間から超越してゆつたりとして、清らかで、何のものにとらわれないということにおいては、修行僧をおいて他に無い」と。

今吾幸生三人間。而作此三寶受用之食。豈非大因縁耶。尤以可悦喜者也。

(訳) 今自分自身は、人間界に生まれ、この三宝を受け、食べてもらう食事を作ることができるのは、どうしてすばらしいめぐり合わせでないことがあるのか。この典座の仕事は、喜ぶべき仕事である。

又可想下。我若生地獄。餓鬼。畜生。修羅等之趣。又生自餘之八難處。

(訳) また、もし自分が地獄、餓鬼、畜生、修羅などの世界に生まれたり、また、その他の仏の教えも聞けず、会うこともできない八難處に生まれたとすれば、

雖有求僧力之覆身。手自不可作供養三寶之淨食上。

(訳) 修行僧としての威神力によって身を守ってもらおうと願っても、自分から三宝に供養する清らかな食事を作ることにはできないことを思い起こしてみるべきである。

依其苦器而受苦。縛身心也。

(訳) 地獄の世界に落ちて苦しめられ、心身を縛られ、苦しめられている。

今生既作之。可悦之生也。可悦之身也。曠大劫之良縁也。不可朽之功德也。

(訳) 今の自分は人間界に生まれて三宝に供養する食事を作っている。まことに喜ぶべき身の上であり、喜ぶべき生涯でもある。まことに永遠に尽きない良いめぐり合わせであり、朽ちることのない果報である。

願以萬生千生。而攝一日一時。可辨之可作之。

(訳) できる事ならば、千回でも、万回でも生まれ変わって続ける命を一日一時に集約して、三宝に供養する食事を作る努力をするべきである。

爲能使千萬生之身結於良縁也。

(訳) 千回、万回と生まれ変わるこの身を、良いめぐり合わせの縁に結ばせるように努力するためである。

如し此觀達之心。乃喜心也。

(訳) この様に、深い道理を見ることが、即ち喜心である。

誠夫縱作轉輪聖王自身。非作供養三寶之食上者。終其無利益。唯是水沫泡焰之質也。

(訳) たとえ世界を治める転輪聖王の身に生まれたとしても、三宝に供養する食事を作ることしなければ、何の益もない。それは水の泡や炎のようなはかない境遇である。

(2) 老心

所謂老心者。父母心也。譬若父母念於一子。存念三寶、如念一子也。

(訳) いわゆる「老心」とは、父母の心、例えば父母が我が子に思ふ気持ちである。典座は三宝に供養する食事を作るという思ひを常に持つて修行僧に食事を供養することである。

貧者窮者。強愛_二育一子_一。其志如何。外人不識。作_レ父作_レ母方識_レ之也。

(訳) 貧しい者も、困っている者も、親は一心に我が子を愛し育てるものである。その親の心とはどのようなものか。それは他の人にはわからないが、父となり、母となって初めて知ることである。

不_レ願_二自身之貧富_一。偏念_二吾子之長大_一也。

(訳) 自分自身が貧しいとか、裕福であるとかにかかわらず、ひたすら我が子の成長のみを願うものである。

不_レ願_二自寒_一。不_レ願_二自熱_一。蔭_レ子覆_レ子。

(訳) 親は自らが寒いことも、熱いことも顧みず、子どもを暑さ、寒さをかばい、守っている。

以爲親念切切之至。

(訳) これは親が子を思う深い心である。

發_二其心_一之人。能識_レ之。慣_二其心_一之人。方覺_レ之者也。

(訳) そのような心を発す人は、この老心というものがわかるのである。そしてこのような心を持つ人が老心の意味をさとることができるのである。

然乃看_レ水看_レ穀。皆可_レ存_二養_レ子_一之慈懇_一者歟。

(訳) このようなわけで、典座が水加減を点検し、穀物を扱う時にも全て、親が子を思い、養う時のような慈しみ、愛する心を持つて典座職をつとめるべきである。

大師釋尊、猶_レ分_二三千年之佛壽_一。而蔭_二末世之吾等_一。其意如何。唯垂_二父母心_一而已。

(訳) お釈迦様は、自らの寿命を二十年縮める事により、後世の私達に残してくださいました。そのお釈迦様の心とはどのようなものか。それは子どもを思う心を示してくださいだったのである。

如來全不_レ可_レ求_レ果。亦不_レ可_レ求_レ富。

(訳) お釈迦様は、何かの見返りとしての果報を求めるでもなく、富を求める心もなかった。

(3) 大心

所謂大心者。大_二山于其心_一。大海_二于其心_一。無_レ偏無_レ黨心也。

(訳) いわゆる「大心」とは、大山のように、高く、大きな心であり、大海のように深く、広い心である。一方に偏ったり、固執することのない心である。

提_レ兩而不_レ爲_レ輕。扛_レ鈞而不_レ可_レ重。被_レ引_二春聲_一兮。不_レ游_二春澤_一。雖_レ見_二秋色_一兮。更無_二秋_一心_一。

(訳) たとえ一両ほどの軽いものでも軽々しく扱わず、また、一鈞の重いものでも、大げさに重々しく扱ってはならない。春の陽気に誘われても、それにつられてうかれるようなこともなく、秋の景色を見ても、ことさらに感傷的になるような心を起こさない。

競_二四運於一景_一。視_二鉢兩於一目_一。

(訳) 四季の移り変わりも一つの景色の中に一緒にとらえ、軽いもの、重いものについてもこれらに心をとらわれ、差別す

ることなく見ることである。

於_レ一節_一、可_レ書_二大之字_一也。可_レ知_二大之字_一也。可_レ學_二大之字_一也。

(訳) このように何ものにも迷わされたり、心動かされたりしないという心で、大の字を書き、大の字を知り、大の字を学ぶべきである。

夾山之典座。若不_レ學_二大字_一者。不覺_レ之一笑。莫_レ度_二大原_一。

(訳) 夾山善会禪師のもとにいた典座が、もし、この大の字を良く字んでいなかったらならば、大原孚上座という僧の説法を聞きながら、思わず失笑して、大原孚上座が悟りに至るきっかけになることはなかったであろう。

大瀋禪師。不_レ書_二大字_一。取_二一莖柴_一。不_レ可_三三吹_一。

(訳) 瀋山靈祐禪師が、もし大の字を書いていなかったらならば、百丈禪師のもとで修行していた時に、一本の柴を取り上げて、三度息を吹きかけ、百丈禪師に手渡し、その悟りの認可を得られるということはなかったであろう。

洞山和尚。不_レ知_二大字_一。拈_三三斤麻_一。莫_レ示_二一僧_一。

(訳) また、洞山守初禪師が、もし、大の字を知らなかったならば、「仏とはどういうものですか」という問いに対して、「麻三斤」という答えを出すことはできなかったであろう。

應_レ知向來大善知識。俱是百頭顛上。學_二大字_一來。今乃自在作_二大聲_一。說_二大義_一。了_二大事_一。接_二大人_一。成_二就者箇一段大事因緣者也。

(訳) このように、昔からすぐれた禪の指導者は、あらゆる事柄において、大の字を学び、今も自在に大いなる声を発し、偉大な教えを説き続け、禪の根本を明らかにし、りっぱな

人を指導し、このような仏道の真実を極めた人である。

住持。知事。頭首。雲衲。阿誰忘_二却此三種心_一者哉。

(訳) 修行道場の住持も、知事も、頭首も、修行僧も、だれがこの三種の心(「喜心」、「老心」、「大心」)を忘れてしまつてよいことがあるだろうか。

以上、「命の尊嚴」について、この『典座教訓』の「三心」の中で、「喜心」とは、「喜ぶ心」のことであり、自分自身の命のめぐり合わせに対し、感謝し、喜びの心を持って日々の生活を送ることが大切であると説いている。

「老心」とは、父母の心であり、父母が我が子を思う心である。「老心」は無所得に親が子を思い、養う時のように、全ての生き物に対しても慈しみ、愛することが大切であると説いている。

「大心」とは、大山のように高く、大きな心であり、大海のように深く広い心であり、偏らず、固執することのない心である。「大心」は大きな心で全ての生き物の命を平等に捉え、捕われ、差別することのない心で接することが大切であると説いている。

以上のように『典座教訓』の中で「三心」(「喜心」・「老心」・「大心」)の教えに基づいて、全ての生き物の「命の尊嚴」についての教えを読み取ることができる。

5. 道元禪師の説く「命の尊嚴」の保育現場への展開

道元禪師の説く『典座教訓』では、典座の一職は修行僧の弁道をつかさどり、衆僧供養のための典座であり、古来より「道心」のある師僧や、発心の高士が充当した職である。それ故に「道心」の無い者が

[表1 「仏教保育1年間のねらい」 ②]

年齢別各月の保育のねらい			
2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
・泣かないで登園する。	・喜んで登園し、遊びを楽しむ。	・合掌、礼拝の生活習慣を身につけながら園生活を楽しむ。	・進級した喜びと自覚をもって生活する。
・簡単なきまり、約束を知り、園生活に慣れる。	・あそびの中で基礎的なきまり、約束を知る。	・集団生活のきまり、約束を身につけ、仲よく遊ぶ。	・きまり、約束を守って仲よく園生活を楽しむ。
・身近な小動物と親しむ。 ・衛生に注意する。	・身近な小動物や植物に関心をもち、見たり触ったりする。 ・衛生に注意する。	・動物・植物をかわいがる。 ・衛生習慣を身につける。	・愛情をもって、動植物の世話をする。 ・よい衛生習慣を守って生活する。
・できることを自分からしてみる。	・友達と仲よく一緒に遊ぶ。水あそびに注意。	・困っている友達を見つけたら手助けする。水あそびに十分注意する。	・どの子にも親切にし、一緒に遊んだり、生活したりする。水あそびに十分注意する。
・暑さに負けず、あそび(水あそび)を楽しむ。	・暑さに負けず、夏のあそび(水あそび)を喜んでする。	・暑さに負けず、水あそび等の経験を十分にする。	・夏のあそびを積極的にして、事故に注意しながら健やかな身体づくりをする。
・身体をよく動かし、活発に遊ぶ。	・生活習慣の乱れを直しながら、園生活を楽しむ。	・生活習慣の乱れを直し、安定した園生活をずる。	・身近な社会の中で、いたわりと感謝の気持ちをもつ。
・みんなと一緒に活動に参加し、楽しむ。	・友達と仲間を作って遊ぶ。	・グループで、いろいろなあそびや仕事をずる。	・お互いに助け合って、いろいろな活動を楽しむ。
・友達といろいろなことをして遊ぶ。	・遊んだあとをきちんと片づける。	・始めたら、最後までやりとげようとする。	・仕事の完成の喜びを味わう。
・冬の衛生習慣を身につける。	・お釈迦さまに親しみ、成道会に参加する。	・お釈迦さまの話に親しみ、その教えるを知る。	・お釈迦さまの教えるを生かそうと努めながら生活する。
・寒さに負けず、元気に遊ぶ。	・友達と楽しく話し合いながら、元気に遊ぶ。	・話し合いを深めて、みんなと仲よく遊ぶ。	・正しい言葉づかいと優しさをもって話し合い、いろいろな活動をする。
・ごっこ遊びを楽しむ。	・友達と仲よくして、落ち着いて遊ぶ。	・友達と協力して、落ち着きのある生活をする。	・友達との生活をよく考えて、落ち着いて行動する。
・進級することを喜び、楽しく生活する。	・進級への期待をもち、楽しく生活する。	・年長児になる喜びを味わいながら、伸び伸びと生活する。	・入学する期待をもって、自主的に行動する。

〔表1 「仏教保育1年間のねらい」〕①

月のねらい		解 説
4月	がっしょうもんぼう 合掌聞法	入園・進級を喜び、園生活に親しもう。 仏法僧の三宝を敬う形が合掌であり、まずは安全・健康な園生活をだれもが送れるように、必要な諸注意を先生などからよく聞いて、自分自身を大切にするとともに、他人を敬い、みんなでその教えを実践しよう。
5月	じかいわごう 持戒和合	きまりを守り、集団生活を楽しもう。 園生活に慣れてくると、自分を出せるようになると同時に、勝手な行動も見られるようになる。約束やルールを守ることは社会生活の第一歩であり、そのことで集団で楽しく遊ぶことができる。園生活をより楽しいものにしよう。
6月	せいめいそんちよう 生命尊重	生きものを大切にしよう。 自分の生命の大切さはもとより、あらゆる生き物の生命を大切にすること、さらに生き物以外の物にも生命が宿ることを教えることは、幼児の心の成長の基礎となる。動植物に関心をもつ季節でもあり、探索心を大切にするとともに、生物へのいたわりの心を育てよう。
7月	ふせほうし 布施奉仕	だれにも親切にしよう。 他人に親切にしてもらおうと、とてもうれしいものである。この心地よい貴重な体験を少しでも多くなるように知恵を働かせて、みんなでどんなときにも隠れた親切をして、社会を明るくすることを知らせよう。
8月	じりりた 自利利他	できることは進んでしよう。 自分で出来ることは最後までやり通す辛抱強い心と、他の人が困っているときは他の人の気持ちになって助けてあげる親切な心をもつようにしよう。また、他人から注意や親切な行為を受けたときは素直に感謝するとともに、そのうれしさを友達にも分けてあげよう。
9月	ほうおんかんしゃ 報恩感謝	社会や自然の恵みに感謝しよう。 自分一人では何もできないことがある。自然の恵みがなかったら、食事を摂ることも、服を着ることも、家の中で暖かく生活することもできない。生かされている自分に気づかせ、慎ましい心で社会や自然に接する心を育てよう。
10月	どうじきょうりよく 同事協力	お互いに助け合おう。 一人でできないことでも二人でならできる。二人でできないことでも大勢ならできる。みんなで助け合うことによって、思いもかけない大きな仕事ができることに気づかせよう。
11月	しょうじんどりよく 精進努力	最後までやりとげよう。 途中でくじけては、どんなよいことでも実らない。できそうでないことに対しても終わりまでねばり強くやり遂げ、充実感を味わうことを通し、幼児のうちから努力する習慣を身につけさせよう。
12月	にんにくじきゆう 忍辱持久	教えを知り、みんなで努め励もう。 仏さまの教えを知り、それに少しでも近づくように努力することによって、毎日の生活を充実させることができる。目標は遠くてもじっくり取り組む態度を身につけさせよう。
1月	わげんあいご 和顔愛語	寒さに負けず、仲よく遊ぼう。 寒いとき、つらいとき、悲しいときでもくじけず優しい穏やかな笑顔でいるよう努力しよう。そして他人に対して心のこもった優しい言葉かけを忘れずに仲よくしよう。
2月	ぜんじょうせいじやく 禪定静寂	よく考え、落ち着いた暮らしをしよう。 三学期の最も安定するこの時期に、静かな時間をもち、物事に対しじっくりと考えることを心がけ、正しい行動がおこなえるように足のついた生活をしよう。
3月	ちえきぼう 智慧希望	希望をもち、楽しく暮らそう。 いつも希望を胸の中にもち、明るい明日の生活を目ざして、よく学び、よく遊び、よく働き、自分をとりまくすべての人たちとともに、楽しい社会を生み出すように努めよう。

典座職になっても苦勞のみで、無益であると説き、そして一人ひとりの修行僧が安楽になるような食事の供養が大切であると述べられている。これは修行僧の食事供養のみに限られるのではなく、日常の生活においても同様な生き方といえる。それは専一に心を込めて食事を供養するような心が大切であると説いているもので、仏教保育の現場にも通じている。仏教保育においては、「命の尊厳」を教育・保育の中心に据え、最大の課題としている。「命の尊厳」に基づいた仏教的で、理想的な人間像を目指す教育・保育は、現代の社会においても必要といえる。また仏教では、個々の人間性の尊重、生命の尊厳、基本的な人権の尊重など、人間本来の姿を説き続けてきている。それは道元禪師の『典座教訓』の「三心」の教えの中にも見出すことができる。そしてそれらを仏教保育において引用し、展開することが大変有効な教育・保育の実践となり得る。そのような意味において、この「三心」の教えを、仏教保育の現場に展開する必要があると考える。

そこで、具体的に日本仏教保育協会の示す「仏教保育の三綱領」の実践としての各月の徳目が『典座教訓』の「三心（喜心・老心・大心）」に対応することができるかを試みる。

日本仏教保育協会の示す「仏教保育の三綱領」とは、

- ① 慈心不殺じしんふせつ 生命尊重の保育を行おう [明るく]
- ② 仏道成就ぶつどうじゆうじゆ 正しきを見てたえず進む保育を行おう [正しく]
- ③ 正業精進しょうぎようしんじん よき社会人をつくる保育を行おう [仲よく]

以上の三項目である。

この「仏教保育の三綱領」に基づき、「表1「仏教保育1年間のねらい」の「仏教保育1年間のねらい」が構成されており、各項目が、

「三心（喜心・老心・大心）」とどのように対応するかを見ると、

〔表2 対応表〕

月	ねらい	「三心」
4月	がっしょうもんぼう 合掌聞法	喜心
5月	じかいわごう 持戒和合	大心
6月	せいめいそんちよう 生命尊重	老心
7月	ふせほうし 布施奉仕	老心
8月	じりりた 自利利他	喜心
9月	ほうおんかんしゃ 報恩感謝	老心
10月	どうじきょうりよく 同事協力	大心
11月	しょうじんどりよく 精進努力	喜心
12月	にんにくじきやう 忍辱持久	大心
1月	わげんあいご 和顔愛語	老心
2月	ぜんじようせいじやく 禪定静寂	大心
3月	ちえきぼう 智慧希望	喜心

次の「表2 対応表」のとおりである。

日本仏教保育協会の示す「仏教保育1年間のねらい」は、仏教の教えである「六波羅蜜」と「四摂法」を中心に構成されている。「六波羅蜜」とは、¹⁵ 菩薩の六種類の実践徳目であり、「布施」（与えること）、「持戒」（戒律を守ること）、「忍辱」（苦難に耐え忍ぶこと）、「精進」（真実の道をたわまず実践すること）、「禪定」（精神を統一し、安定させること）、「智慧」（真実の智慧を得ること）の六つである。「四摂法」とは、¹⁶ 多くの人々を仏の道に導いていく方法であり、「布施」（与えること）、「愛語」（やさしいことばを用いること）、「利行」（ためをはかること）、「同事」（協同すること）の四つであり、人々に親しみの心を起こさせ、近づけることをめざしているものである。¹⁷

この「仏教保育1年間のねらい」の各項目について、日本仏教保育協会の解説をもとに、個々にその内容を見ると、次のようになる。

【4月「合掌聞法」―「喜心」】

4月のねらいは「合掌聞法」であり、「入園・進級を喜び、園生活

に親しもう。」としている。4月は、年度の始まりであり、人と人とかかわりの第一歩で、「あいさつ」を交わすことによって、人間関係を新たに構築する時期である。仏教であいさつは手を合わせ「合掌」をする。この「合掌」は、両手を合わせることで仏と自分を一体化し、他に対して深い尊敬の念を表す行為である。日々のあいさつ「おはようございます」、「こんにちは」、「ありがとうございます」など、合掌が伴うもので、現代の自己中心的な社会において、特に大切な作法であり、仏教保育の現場においても、最も大切にしていきたいものである。新年度を迎え、日々手を合わせて新たな気持ちで年度をスタートしていくことが大切である。即ち、「三心」の中で「喜心」の心で、喜びの気持ちであいさつをし、新たな人間関係を作り上げていくことにつながる。そして、自分自身を大切にするとともに、他人を敬い、仏教の教えを実践していくことの大切さを説いている。

【5月「持戒和合」―「大心」】

5月のねらいは「持戒和合」であり、「きまりを守り、集団生活を楽しもう。」としている。この時期は、園の集団生活にも徐々に慣れ、集団生活の中で少しずつ自分自身を表現することができるようになる時期でもある。その集団生活の中でのルール、きまりを守ることによって、より楽しい園生活を送るようになる必要がある。仏教の教え「六波羅蜜」の中の「持戒（戒律を守る）」に基づく内容であり、集団生活の中での様々なきまりを守ることの大切さを説いているものである。即ち、「三心」の中で「大心」の心を持ち、平等な心で、集団の中でのきまりをしっかり守ることが大切であることにつながる。

る。

【6月「生命尊重」―「老心」】

6月のねらいは「生命尊重」であり、「生きものを大切にしよう。」としている。日本仏教保育協会では、「仏教では、人間だけでなく草木にも、虫、鳥、獣にも、水や石や大地にも、すべて同じように仏性があると考える。」と説き、¹⁸ 人間はもちろんすべての生き物の命の大切さを説いている。幼児期の教育・保育において動植物を通し、生命の現実に触れることによって、「命の尊厳」を学ぶ第一歩とすることが必要で、合わせて人間を取り巻く周りの動植物のみならず、すべてのものを大切に扱う心、いたわる心を育てていくことが大切である。これらは仏教保育における中心テーマとなるもので、仏教保育を実践する各園において、最も大切にしなければならぬものである。即ち、「三心」の中で「老心」の心で、すべての生き物に対して思いやりの心を持ち、「命の尊厳」の真義を学んでいくことの大切さにつながっている。

【7月「布施奉仕」―「老心」】

7月のねらいは「布施奉仕」であり、「だれにも親切にしよう。」としている。仏教の教え「六波羅蜜」、「四摂法」の中で共通に説かれている「布施（与えること）」に基づく内容であり、「布施」とは、本来他人に金銭や衣服や食料などを施したり（財施）、正しい教えを説いたり（法施）することである。分け隔てなく（布）、施すこと（施）であり、無所得に見返りを求めない実践である。この布施の教えを日常に即した教えとして説かれる「無財の七施」がある。その詳細は、

次のとおりである。

- 一、眼施 (温かく優しい眼差しを施す)
 - 二、和顔施 (明るく優しい笑顔で接する)
 - 三、言辞施 (心から優しい言葉をかける)
 - 四、身施 (自分の身体を使い奉仕する)
 - 五、心施 (思いやりの心で接する)
 - 六、床座施 (自分の席を譲る)
 - 七、房舎施 (家、部屋を提供し、もてなしをする)
- 教育、保育の現場においても、自発的に他の人に対して布施奉仕を行うことができるように導いていくことが大切である。この「無財の七施」が実現することが仏教保育においても理想である。即ち、「三心」の中で「老心」の心で、思いやりの心を持って他の人々に布施奉仕できる心を育てていくことの大切さにつながっている。

【8月「自利利他」―「喜心」】

8月のねらいは「自利利他」であり、「できることは進んでしよう。」としている。仏教の教えで「四摂法」の「利行(身口意の三業による善行で人々に利益を与えること)」に基づく内容であり、仏教では「自利」(自分のため)と「利他」(他の人のため)が一体になっている姿を理想としている。教育、保育の現場においても、自分のためだけではなく、他の人のために生きる生き方の尊さを伝えていくことが大切である。さらに道元禅師の教えの中で、「自未得度先度他」(自らが救われる前に、先ず他の人々が救われるように)¹⁹の気持ちで他の人々を思い、日々の生活を送れるようにつとめることが大切である。即ち、「三心」の中で「喜心」の心で、喜びの心を持って他の人々のた

めに生きる生き方の大切さを伝えることにつながっている。

【9月「報恩感謝」―「老心」】

9月のねらいは「報恩感謝」であり、「社会や自然の恵みに感謝しよう。」としている。仏教の教えの中心に「縁起」の教えがある。「縁起」とは、「この世の中のですべてのものは、多くの因縁によって成り立つ。」というものである。日常の生活はすべてのものとの関係性の中で成り立っており、単独で存在するものは無く、相互の関わりの中で成り立っているとされるものである。保育の現場においても、様々な社会や自然の環境の中で生かされている現実をしっかりと見つけ、真摯な心で社会や自然に接する心を育てることが大切である。即ち、「三心」の中で「老心」の心で、諸々の恩に対する感謝の気持ちで日々生活することの大切さにつながっている。

【10月「同事協力」―「天心」】

10月のねらいは「同事協力」であり、「お互いに助け合おう。」としている。仏教の教えで「四摂法」の「同事(相手と同じ立場に身を置くこと)」に基づく内容であり、常に他の人の立場を思い、お互いに助け合いながら向上していくことの大切さを説いている。即ち、「三心」の中で「天心」の大きな心で、お互いに差別することなく、平等な心で人々に接し、協力し、互いに助け合うことにつながっている。

【11月「精進努力」―「喜心」】

11月のねらいは「精進努力」であり、「最後までやりとげよう。」としている。仏教の教えで「六波羅蜜」の「精進(真実をたわまず完成すること)」に基づく内容であり、日々の遊びや生活において常に努

力を怠らず、つとめていこうというものである。幼児期は知的にも感情的にも大きく発達する時期である。その幼児期の遊びや生活の中で、様々な成功体験（完成の喜び）を味わせることも大切なことであり、今後の子どもの健全な成長発達のためにとっても有益であるといえる。即ち、「三心」の中で「喜心」の心で、日々の遊びや生活を喜びの心を持って最後までやり遂げようとする心を育てていくことにつながっている。

【12月「忍辱持久」―「大心」】

12月のねらいは「忍辱持久」であり、「教えを知り、みんなが努め励もう。」としている。仏教の教えで「六波羅蜜」の「忍辱（苦難に耐え忍ぶこと）」に基づく内容である。12月8日は「成道会」であり、お釈迦様のお悟りをお祝いする行事である。それに伴い、曹洞宗では「摂心会」が行われ、お釈迦様の生き方、教えに親しみ、お釈迦様の体験を追体験することによって、日々の生活に生かしていこうとするものである。各仏教保育を実践している幼稚園、保育所においては、この「成道会」、「摂心会」に関する式典、行事などを通し、その教えの真意を理解し、日々の生活の中に生かし、充実させるようにつとめている。即ち、「三心」の中で「大心」の心で、冷静で、客観的な心を持って日々の生活を送り、苦しみに耐え、乗り越え、お釈迦様の教えを指標として日々の生活を豊かにしていくことにつながっている。

【1月「和顔愛語」―「老心」】

1月のねらいは「和顔愛語」であり、「寒さに負けず、仲よく遊ぼう。」としている。仏教の教えで「四摂法」の「愛語（やさしいことば）を用

いること）」に基づく内容であり、日々の生活を、常に他の人々にやさしい、穏やかな笑顔で接することの大切さを説いている。また、他の人々を思いやるやさしい言葉をかけることによって、人間関係もより深まることを教えていくことが大切である。幼児期の発達段階においては、常に多くのけんか、ぶつかり合いが起る。そのような中で、今後の子どもの成長発達のために、笑顔の大切さ、思いやりの言葉の大切さを教えていくことが大切である。即ち、「三心」の中で「老心」の心を持って、思いやりの心で常に周りの人々に対して接していくこととの大切さにつながっている。

【2月「禅定静寂」―「大心」】

2月のねらいは「禅定静寂」であり、「よく考え、落ち着いた暮らしをしよう。」としている。仏教の教えで「六波羅蜜」の「禅定（精神を統一し、安定させること）」に基づく内容であり、日々の生活を落ち着いた心で生活することの大切さを説いている。曹洞宗では、「坐禅」を教えるの中心に据えている。そして「坐禅」の心で日常の全ての生活を送ることが理想であり、静かで、穏やかな心で日々を送っていくことが大切であるとしている。幼稚園においては第三学期は最も安定する時期で、静かに物事をじっくり考える時間を、意図的に設けることも有効な指導となる。即ち、「三心」の「大心」の心で、偏りのない平等な気持ちで、心を調べ、静かで穏やかな心で日常の生活を送り、落ち着いた生活ができるようにつとめることにつながっている。

【3月「智慧希望」―「喜心」】

3月のねらいは「智慧希望」であり、「希望をもち、楽しく暮らそう。」

としている。仏教の教えで「六波羅蜜」の「智慧（真実の智慧を得ること）」に基づく内容で、仏教では「智慧」と「慈悲」の両面一体の自己を理想としている。深淵なる仏の智慧を得ると同時に、広大な慈悲の実践を説くものである。即ち、智慧の完成と同時に慈悲の実践が大切なことであり、保育の現場においても自ら正しい智慧を獲得すると同時に、他の人々に対する慈悲の実践の大切さについて教え、導く必要がある。同時に三月は年度末であり、進級、進学の喜びの心で日々の生活を送ることが大切である。即ち、「三心」の中で「喜心」の心で、喜びの心を持って日々の生活を送り、希望を持ち、今後の学びや生活の基礎となる正しい智慧を獲得することが大切であることにつながっている。

以上のように日本仏教保育協会の示す「仏教保育の三綱領」の実践としての各月の徳目を、『典座教訓』に説かれる「三心（喜心）・老心）・「大心」」の教えにに対応させて読み取ることができる。即ち、道元禪師の説く教えが、仏教保育の現場に展開することができる。そして、これら道元禪師の「命の尊厳」の教えを保育の現場に展開することによって、将来の社会を担う子どもたちの健全な発達に資する教えとなるといえる。

6. まとめ

上述のように、幼児期の教育・保育では、「心が動かされる体験」をととても大切にしている。仏教保育においては仏教の教え、行事などを通じて様々な体験をさせることが十分可能である。『幼稚園教育要領』では、「幼児が様々な人やもののかかわりを通して、多様な体

験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、幼稚園生活が充実するようにすること。」と述べられている。²⁰ 即ち、仏教保育において、お釈迦様、道元禪師の教えや、様々な仏教行事を通して「命の尊厳」を説く種々の教材を提示し、意図的な教育・保育が展開されることが有効となる。その中で、保育者自身も動植物の死などの実体験を通して、命のはかなさを子どもたちに伝え、乗り越えて生きることの重要性を伝えていくことが必要である。そして幼児期の宗教心の開発において、「命の尊厳」を中心に、心の活動を活発にすることが大切なことである。その一つの例として、道元禪師の『典座教訓』の「三心」の教えをここに取り挙げ、幼児期の発達に即した内容で「命の尊厳」の真意を伝えていくことの大切さを捉えることができた。

また、幼児期の教育・保育は「生涯教育」の第一歩である。子どもへの発達は、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続している。即ち、幼児期の教育・保育は発達の連続性において、小学校以降の学びや生活の基礎となるもので、とても大切になければならない。²¹ 即ち、この幼児期の遊びや生活の中で積み重ねられた子どもへの育ちを援助し、幼児期以降の学び、生活につなげていく役割を持っているということがある。そこで幼児期にふさわしい「環境」を調えることが大切である。即ち、「環境を通して行う教育」である。「環境」は自然との触れ合いの中で、様々な「心を豊かにする」要素が数多く入っている。そこで保育者が意図的に「環境」を構成し、子どもが様々な体験ができるように常に配慮していくことである。その「環境を通して行う教育」においては、保育者の意図的な指導が必要となる。それ故に

保育者は日頃から、常に子どもの視点に立ち「環境」を見直し、そこから子どもが豊かな体験が得られるような教材研究を重ねる必要がある。そこで仏教保育の実践において、お釈迦様の教え、仏教行事などを積極的に教材に取り入れ、環境を整えることにより仏教の教えに基づいた意図的な教育・保育に努めていくことが必要であることを捉えることができた。

さらに公立の幼稚園、保育所は、『日本国憲法』第二十条の「政教分離」の原則に基づき、^② 宗教を教育に展開することはできないが、仏教保育の幼稚園、保育所では幼児期の子どもの宗教心にかかわる教育・保育が可能であり、直接的に仏教、宗派宗教の教えに基づき、子どもの宗教心にかかわる教育・保育を展開することが可能である。そしてそれは、子どもの健全な成長発達にとっても有効であるといえる。お釈迦様、各宗派の宗祖の生き方、教えを通して「命の尊厳」、正しい生き方など、公教育・保育では触れることのできない数多くの教材をもとに、教育・保育を展開することが可能であり、有利である。仏教保育の最大の目的は「命を大切に子どもを育てていく」ところにある。即ち、お釈迦様、道元禪師などの教えに基づき、自分自身のみならず、自分以外の全てのものの命を大切にし、命を敬う子どもの心を育てることである。そのために仏教保育を通じて、子どもたちに「命の尊厳」を教え導く必要がある。それには保育者一人ひとりが、「命の尊厳」を正しく認識し、自らの人生観、保育観を確立していく必要がある。そこに保育者の力量が問われる。保育者は命を預かる仕事である。預かった命を正しい生き方に導き、そして生かせるかは、保育者次第であるといえる。そのために保育者は、常に「三心（喜心・老心・大心）」の心で一人ひとりの子どもに、まごころを持って接していく

ことが大切である。

今後の課題としては、仏教保育の中で、仏教の教えに基づき、「命の尊厳」に関する教材をより具体的に、数多く保育者に提供していくことであると考えている。

【註】

※引用文は原文によるものであり、文中の傍線は筆者によるものである。

※『典座教訓』の本文の返り点、現代語訳は筆者によるものであり、現代語訳はできる限り原文に忠実な直訳につとめた。

(1) 厚生労働省「平成二十七年（二〇一五）人口動態統計（確定数）の概況」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sakin/hw/jinkou/kakutei15/index.html>

(2) 「自殺対策基本法」（最終改正：平成二八年三月三〇日法律第一一〇号 平成二八年四月一日施行）

「改正自殺対策基本法」の主旨は第一章総則の第一条に、

「この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となつていくことに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の

防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」

と述べられている。また、関係者の連携協力について第八条に、

「国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。」

と述べられている。そして、心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等として児童、生徒に関する項目として第十七条3に、

「学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。」

と、児童、生徒の自殺防止に対する教育、啓発に関する項目

を設定している。

<http://law.e-gov.go.jp/hunldata/H18/H18HO085.html>

(3) 警察庁「平成二十六年版警察白書」第2章 生活安全の確保
第2項 子供の安全を守るための取組

<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/html/q2120000.html>

(4) 上村映雄『仏教保育ハンドブック』（創作出版社）昭和五十五年十月二十九日 P 四八 第二章 仏教保育の理念 二 仏教保育のめざす幼児像

「仏教では、先ず第一に、生命を大切にする子どもに育ていくことを、最大の目標としていますが、自分に対してきびしく、他に対して慈悲深く、相手の身になって行動することの出来る子どもに育成したいと考えています。」

(5) 林 円応「典座教訓三心の検討―教育実習の正法眼として―」
〔駒澤大学文学部研究紀要〕第二十三号 一九六五年三月
に述べられており、さらに人間尊重について、次のように述べられている。

「理想的な人間像を相互にともに体現、身現し相互に恭敬礼拝する心構えを要望するのである。これは現時点に立つ人類の世界的課題を解決する人間尊重のかぎとなるであろう。個人の独立自存の尊厳、基本的人權を神聖不可侵として尊重する国連憲章、ユネスコ精神、日本国の平和憲法、教育基本法等法規上の宣言はそのまま二千五百年前シャカが人間性の尊厳本来のペルソナの面目資格について天上天下唯我独尊と宣言したものと相通じた信念である。天地人

万有、融和合体の一連帯観を根本義として転法輪を行なった釈尊八十年の行業そのものの現前、現成と信じられるのである。」

(6) 『幼稚園教育要領』（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/

(7) 『保育所保育指針』（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf#search=h%E4%BF%9D%E8%82%B2%E6%8C%87%E9%87%9D>

(8) 拙論「道元禅師の教えの仏教保育への展開に関する考察―『典座教訓』を中心にして―」（『駒沢女子短期大学研究紀要』

第四十九号 二〇一六年三月）

「仏教保育」とは、一般的に仏教寺院などを中心に設立、運営されている幼稚園、保育所で実践されている保育であるということが出来る。しかし、これらの幼稚園、保育所においても『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』という国が示す基準に従って保育が展開されているもので、公教育の性質も同時に含んでいる。仏教保育と言っても一般の保育の目標と全く別なものを求めているものではない。特に公的認可を受けている幼稚園、保育所においては、保育内容も『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』に準じ、園舎、園庭、幼稚園教諭、保育士の定数を充足するなど、種々の公的基準を満たすことが必要となり、それらの基準を満たして運営している園が多い。」

(9) 分類項目の設定は、筆者によるものである。

(10) 分類項目の設定は、筆者によるものである。

(11) 『保育所保育指針』（厚生労働省）に、「子どもの生命を守る」ことについて

「虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の発生の防止につながる重要な保育活動と言える。」

（第二章 健康・安全に関する留意事項 7 虐待などへの対応（一））

と述べられている。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04a.pdf#search=%E4%BF%9D%E8%82%B2%E6%8C%87%E9%87%9D>

(12) 日本仏教保育協会編『仏教保育総論』（チャイルド本社）

二〇〇四年二月十日 初版 P 一四

(13) 「教育基本法」第一章 第一条 教育の目的」に、

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

と記されている。

(14) 『禅苑清規』（十巻、『卍字藏経二・十六・五』、『曹洞宗全書』「清規」『金沢文庫本（写真版）』）は、崇寧二年（一一〇三年）刊行、北宋の長蘆宗頤撰である。中唐から宋代にかけての禅宗寺院における修行僧の生活規範である清規を集大成したもので、現存するものでは最も古いといわれている。道元禅師

はこの『禪苑清規』を拠り所としている。詳細な先行研究は数多くなされており、鏡島元隆、佐藤達玄、小坂機融『禪苑清規―訳註』（一九七二年 曹洞宗宗務庁）、酒井得元『訳註禪苑清規』について（駒澤大学佛教学部論集三、一九七二年十二月）などを参照している。

(15) 中村 元『佛敎語大辞典』（東京書籍）P一四六三b

(16) 中村 元『佛敎語大辞典』（東京書籍）P五二四b

(17) 「四摂法」の教えについて『大正新脩大蔵経』（第八十二巻續諸宗部十三）「正法眼蔵菩提薩埵四摂法」（P一七四a～一七五c）に次のように説かれている。

「一者布施。二者愛語。三者利行。四者同事。ソノ布施トイフハ。不貪ナリ。不貪トイフハ。ムサハラサルナリ。ムサハラストイフハ。ヨノナカニイフヘツラハサルナリ。

（中略）愛語トイフハ。衆生ヲミルニ。マツ慈愛ノ心ヲオコシ。顧愛ノ言語ヲホトコスナリ。オホヨソ暴悪ノ言語ナキナリ。（中略）利行トイフハ。貴賤ノ衆生ニオキテ。利益ノ善巧ヲメクラスナリ。（中略）同事トイフハ。不違ナリ。自ニモ不違ナリ。他ニモ不違ナリ。」

また、『正法眼蔵（四）』（道元著 水野弥穂子 岩波文庫 P四一九～P四二八）に次のように説かれている。

「二者、布施。三者、愛語。三者、利行。四者、同事。その布施といふは不貪なり。不貪といふは、むさばらざるなり。むさばらずといふは、よのなかにいふへつらはざるなり。（中略）愛語といふは、衆生をみるにまづ慈愛の心をおこし、顧愛の言語をほどこすなり。おほよそ暴悪の言

語なきなり。（中略）利行といふは、貴賤の衆生におきて、利益の善巧をめぐらすなり。（中略）同事といふは、不違なり。自にも不違なり、他にも不違なり。」

(18) 前出註(12)

(19) 「自未得度先度他」の教えについて『大正新脩大蔵経』（第八十二巻續諸宗部十三）「正法眼蔵發菩提心」（P二三九c～二四二b）に次のように説かれている。

「迦葉菩薩。偈ヲモテ釋迦牟尼佛ヲホメタテマツルニイハク。發心畢竟二無別。如是二心先心難。自未得度先度他。是故我禮初發心。初發已爲天人師。勝出聲聞及緣覺。如是發心過三界。是故得名最無上。發心トハ。ハシメテ自未得度先度他ノ心ヲオコスナリ。コレヲ初發菩提心トイフ。

（中略）

衆生ヲ利益ストイフハ。衆生ヲシテ自未得度先度他ノココロヲオコサシムルナリ。自未得度先度他ノ心ヲオコセルチカラニヨリテ。ワレホトケニナラントオモフヘカラス。また、『正法眼蔵（四）』（道元著 水野弥穂子 岩波文庫 P一七六～一九五）に次のように説かれている。

「迦葉菩薩、偈をもて釈迦牟尼仏をほめたてまつるにいはく、
發心畢竟二無別、《發心と畢竟と二、別無し、》
如是二心先心難。《是の如くの二心は先の心難し。》
自未得度先度他、《自れ未だ度ることを得ざるに先づ他を度す、》
是故我礼初發心。《是の故に我れは初發心を礼す。》

初発已為天人師、《初発已に天人師たり》、
勝出声聞及縁覚。《声聞及び縁覚に勝出す。》

如是発心過三界、《是の如くの発心は三界に過えたり、》
是故得名最無上。《是の故に最無上と名づくることを得》

「発心」とは、はじめて「自未得度先度他」の心をおこすなり、
これを初発菩提心といふ。

(中略)

衆生を利益すといふは、衆生をして自未得度先度他のこ、
ろをおこさしむるなり。自未得度先度他の心をおこせるち
からによりて、われほとけにならんとおもふべからず。た
とひとけになるべき功德熟して円満すべしといふとも、
なほめぐらして衆生の成仏得道に回向するなり。」

(20) 『幼稚園教育要領』(文部科学省) 第3章第1-1-1 (4)

(21) 『保育所保育指針解説書』(厚生労働省編) P 一四三

(22) 『日本国憲法』第二十条に、

「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかな
る宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行
使してはならない。②何人も、宗教上の行為、祝典、儀式
又は行事に参加することを強制されない。③国及びその機
関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならな
い。」

と記されている。

【参考文献・資料】

・『大正新脩大藏経』(大正一切経刊行會) 第八十二卷續諸宗部十三

・『卍字藏経』(図書出版)

・『曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行會)

・『禅学大辞典』(駒澤大学内禅学大辞典編纂所編 大修館書店)

・中村 元『佛教語大辞典』(東京書籍)

・水野弥穂子『正法眼蔵』道元著(岩波文庫)

・鏡島元隆、佐藤達玄、小坂機融『禅苑清規一訳註』(一九七二年
曹洞宗宗務庁)

曹洞宗宗務庁)

・東隆眞博士古稀記念論文集刊行會『東隆眞博士古稀記念論集』(佐
藤達全)『曹洞宗保育における保育者のあり方について』

・海谷則之『宗教育研究』(法蔵館)

・上田祖峯『禅・食と心』「典座教訓」の教えを社会生活に生かす (三
省堂)

・上田祖峯『新釈典座教訓』「調理と禅の心」(圭文社)

三省堂)

・中村璋八、石川力山、中村信幸『典座教訓・赴粥飯法』(講談社学
術文庫)

・篠原寿雄『典座教訓』(大蔵出版〔大蔵選書3〕)

・菅原昭英監修『口語訳 道元禅師の典座教訓』(学校法人駒澤学園)

・鏡島元隆、佐藤達玄、小坂機融『禅苑清規一訳註』(曹洞宗宗務庁)

・日本仏教保育協会編『仏教保育総論』(チャイルド本社)

・上村映雄『仏教保育ハンドブック』(創作出版社)

・『教育小六法(平成二十五年版)』(学陽書房)

・『幼稚園教育要領』(文部科学省)

・『保育所保育指針』(厚生労働省)

・『保育所保育指針』(厚生労働省)

・『保育所保育指針解説書』(厚生労働省編)

・清水俊彦編著『学校教育法ハンドブック』(教育開発研究所)

- ・阿部 恵・鈴木みゆき『教育・保育実践安心ガイド』（ひかりのくに）
- ・子どもと保育総合研究所 森上史朗監修『最新保育資料集』（ミネ
ルヴァ書房）
- ・無藤 隆『幼稚園教育要領の基本と解説』（フレーベル館）
- ・田中敏明『幼稚園・保育所指導計画作成と実践のためのねらいと内
容集』（北大路書房）
- ・小田 豊・山崎 晃監修『幼児学用語集』（北大路書房）
- ・酒井得元『訳註禅苑清規』について（『駒澤大学佛教学部論集』三）
一九七二年十二月
- ・林 円応「典座教訓三心の検討―教育実習の正法眼として―」（『駒
澤大学文学部研究紀要』第二十三号 一九六五年三月）
- ・岡本啓宏「道元禪師の教えの仏教保育への展開に関する考察―
『典座教訓』を中心にして―」（『駒沢女子短期大学研究紀要』第
四十九号 二〇一六年三月）
- ・総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- ・文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・警察庁ホームページ <https://www.npa.go.jp/>
- ・公益社団法人 日本仏教保育協会 <http://www.buippo.com/index.html>